

共同新設分割に係る事前開示書類

(会社法第 803 条第 1 項及び同法施行規則第 205 条に定める書面)

2021 年 12 月 7 日

株式会社ブシロード

株式会社ブシロードミュージック

共同新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面)

2021 年 11 月 22 日付で作成した共同新設分割計画書に基づき、株式会社ブシロード（以下、「甲」という。）及び株式会社ブシロードミュージック（以下、「乙」という。）は、2022 年 2 月 1 日を効力発生日として、甲及び乙を分割会社とし、新たに設立する株式会社アルゴナビスを新設会社（以下、「新設会社」という。）として、甲及び乙の「ARGONAVIS from BanG Dream!」に関する事業に関する権利義務を承継させる共同新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。

会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備えます。

1. 共同新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 「共同新設分割計画書」のとおりです。

2. 本件新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号）

(1) 交付する株式数及び割当ての相当性に関する事項

本件新設分割に際して、新設会社は普通株式 1,650 株発行し、990 株を甲に、660 株を乙に割当て交付することといたしました。

新設会社が発行する株式数については、新設会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、1,650 株といたしました。

(2) 新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

新設会社の資本金及び準備金等の額につきましては、別紙 1 「共同新設分割計画書」第 7 条記載のとおりとすることといたしました。

新設会社の資本金及び準備金等の額の決定にあたっては、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能にすることを目的として、また、本件新設分割により新設会社が承継する権利義務の内容、新設会社の事業内容及び事業規模等を考慮し、上記の額をもって相当であると判断いたしました。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社（乙）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 をご参照ください。

(2) 臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 甲の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号）
該当する事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 甲の債務の履行の見込みに関して

甲の 2021 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 29,128 百万円、負債の額は 20,499 百万円であり、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本件新設分割後における甲の収益状況について、甲の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における甲の債務履行の見込みは十分であると判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みに関して

本件新設分割によって、甲及び乙が新設会社に承継させる資産の額は 165 百万円、負債の額は 0 百万円の見込みであり、新設会社の債務履行の見込みは十分であると判断しております。

また、本件新設分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本件新設分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

2021 年 12 月 7 日

甲 東京都中野区中央一丁目 38 番 1 号
株式会社 ブシロード
代表取締役 橋本 義賢



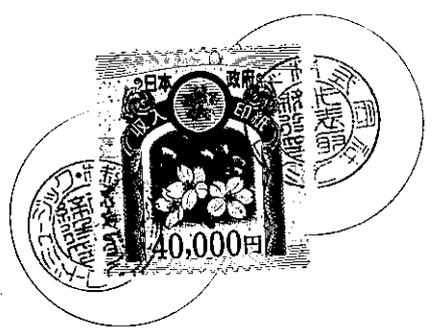
会社ご実印

乙 東京都中野区中央一丁目 38 番 1 号
株式会社ブシロードミュージック
代表取締役 森川 浩



会社ご実印

別紙1 共同新設分割計画書
次ページ以降をご覧ください。



共同新設分割計画書

株式会社ブシロード（以下「甲」という。）及び株式会社ブシロードミュージック（以下、「乙」という。）は、共同新設分割の方法によって新たに設立する株式会社アルゴナビス（以下、「新設会社」という。）に、甲及び乙の「ARGONAVIS from BanG Dream!」に関する事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下、「本件分割」という。）に関し、以下のとおり共同新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設会社の定款で定める事項）

第1条 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

（新設会社の本店所在場所）

第2条 新設会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店 東京都中野区中央一丁目38番1号

（新設会社の設立時取締役の氏名）

第3条 新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

村 上 一 馬
北 岡 那 之
成 田 耕 祐

（分割期日）

第4条 新設会社の設立の登記をなすべき日（以下、「分割期日」という。）は、令和4年2月1日とする。但し、手続の進行上必要あるときは、甲及び乙が協議し合意することによって、これを変更することができる。

（新設会社が承継する権利義務に関する事項）

第5条 新設会社は、分割期日において、本件分割により別紙「承継権利義務明細表」に記載の分割事業に関する資産、債務、契約上の地位その他これに付随する権利義務を甲及び乙から承継する。

2 本件分割による甲及び乙から新設会社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

3 新設会社が承継する権利義務のうち、その移転のために登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについては、新設会社と協力してその手続を行うものとする。

(新設会社が本件分割に際して発行する株式数)

第6条 新設会社は、本件分割に際し、普通株式 1,650 株を発行し、甲に対して 990 株、乙に対して 660 株割当てる。

(新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第7条 新設会社の設立時の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金 9,000,000 円
- (2) 資本準備金の額 金 0 円

(競業避止義務の免除)

第8条 甲及び乙は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わない。

(本計画の変更及び中止)

第9条 本計画作成後、分割期日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲及び乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合、関係官庁等の承認を得られないと合理的に判断された場合には、甲及び乙は本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

(本計画の効力)

第10条 本計画は、甲及び乙の株主総会の承認を得られないときは、その効力を失うものとする。ただし、会社法第805条の適用がある場合はこのかぎりではない。

(想定外事項)

第11条 本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

以上、本計画を証するため、本書を1通作成し、甲が原本を、乙が写しを保有する。

令和3年11月22日

甲 東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社ブシロード
代表取締役 橋本 義賢



会社ご実印

乙 東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社ブシロードミュージック
代表取締役 森川 浩



会社ご実印



各捨印

承継権利義務明細表

新設会社が甲及び乙から承継する権利義務は、新設会社の設立の日において分割事業に属する次に記載する権利義務とする。

また、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、甲及び乙の令和3年6月30日現在の貸借対照表等に計上された額を基礎とし、これに新設会社の設立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

分割事業に属する一切の流動資産。

(2) 有形固定資産

分割事業に属する一切の有形固定資産。

(3) 無形固定資産

分割事業に属する一切の無形固定資産。

(4) 投資その他の資産

分割事業に属する一切の投資その他の資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

分割事業に属する一切の流動負債。

(2) 固定負債

分割事業に属する一切の固定負債。

3. 雇用関係等

分割事業に従事する甲及び乙の従業員との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は、本件分割によって新設会社に承継されないものとし、甲及び乙は本件分割の効力発生日において、分割事業に従事する甲及び乙の従業員を、甲及び乙に在籍させたまま新設会社に出向させ、新設会社において分割事業に従事させるものとする。

4. 知的財産権

法令上承継が可能な分割事業に属する一切の知的財産権等。

5. 許認可等

法令上承継が可能な分割事業に属する一切の許可、認可、承認、登録、届出等。

6. 承継するその他の権利義務

分割事業に属する賃貸借契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、金銭消費貸借契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

以上

株式会社アルゴナビス
定 款

令和3年11月22日 作 成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アルゴナビスと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. キャラクターコンテンツ、カードコンテンツ、ゲームコンテンツ、音楽コンテンツを含む知的財産権（IP）の創出・企画・制作・プロデュース・販売
2. デジタルコンテンツ（Webサイト、オンラインソフトウェア、アプリケーションゲーム等を含む）の企画・制作・プロデュース・配信・販売・運営
3. 音楽原盤の企画・制作
4. インターネットラジオ番組の企画・制作・配信
5. イベント等の企画・制作・運営
6. キャラクターグッズ等の企画・製造・販売
7. タレントマネージメント
8. 音楽著作物の利用の開発
9. 映像コンテンツの企画・制作・販売
10. 商品の仕入・発送・在庫管理
11. グッズ等の企画・製造・販売
12. 広告・宣伝及び販売促進に関する企画・制作・プロデュース
13. ファンクラブの企画・運営
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、株主総会の決議により特定の株主から当社の株式の全部又は一部を取得することができる。

- ② 当社が前項の規定により特定の株主から当社の株式を有償で取得する場合、他の株主は、自己を売主に追加する旨の請求をすることができない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届

出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(株主総会への報告の省略)

第20条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第26条 当会社の代表取締役は、株主総会の決議によって選定する。

- ② 代表取締役1名のときは、当該代表取締役を社長とし、2名以上いるときは、取締役の過半数の決定により、代表取締役の中から社長1名を選定する。
- ③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第27条 前条のほか、取締役の過半数の決定によって、取締役の中から、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第30条 剰余金の期末配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(共同新設分割に関する事項)

第31条 定款第29条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度については、当社成立の日から令和4年6月30日までとする。

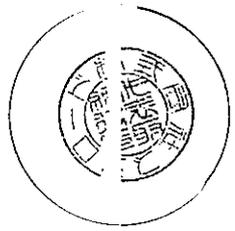
- ② 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 村 上 一 馬

- ③ 本条は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。



別紙2 株式会社ブシロードミュージックの最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご覧ください。

決算報告書

(第 9 期)

自 令和 2年 8月 1日

至 令和 3年 6月30日

株式会社ブシロードミュージック

貸借対照表

株式会社ブシロードミュージック

令和 3年 6月 30日 現在

(単位： 円)

資 産 の 部

【流動資産】

現金		預	金	832,161,213
商	掛		品	500,918,273
製			品	2,700,000
仕	掛		品	50,873,261
立	品	(制作委員会)	品	169,326,424
	替		金	38,212,000
未	收	入	金	71,500
未	還	付	金	8,640,350
前	払	費	用	137,777,947
仮			金	24,467,996
	払	消	税	64,819,248
	流	費	計	2,832,750
	動	産	合	1,832,800,962
	資	産	計	

【固定資産】

(有形固定資産)				
建			物	4,963,736
附	属	設	備	5,554,821
工	具	器	具	891,837
原	盤	権	(有形)	164,694,149
	有	形	固	176,104,543
	形	固	定	
	資	産	合	
	計			
(無形固定資産)				
ソ	フ	ト	ウ	1,603,423
	無	形	固	1,603,423
	定	資	産	
	合	計		
	計			
(投資その他の資産)				
投	資	有	価	72,090,001
差	入	保	証	3,656,000
長	期	前	払	1,493,334
繰	延	税	金	14,478,246
	投	資	そ	91,717,581
	他	の	資	269,425,547
	産	合	計	2,102,226,509
	定	資	産	
	合	計		
	計			

損益計算書

自 令和 2年 8月 1日
至 令和 3年 6月 30日

株式会社ブシロードミュージック

(単位： 円)

【 売上高 】

商	品	売	上		139,368,000	
製	品	売	上		1,770,758,967	
共	同	業	分	配	9,630,450	
音	楽	権	利	売	510,804,602	
請	負	売	上		11,911,300	
イ	ベ	ン	ト	売	1,016,645,847	
そ	の	他	売	上	12,550,785	3,471,669,951
純	売	上	高			3,471,669,951

【 売上原価 】

期	首	製	品	棚	卸	高
請	負	原				61,045,939
イ	ベ	ン	ト	原	価	10,521,340
商	品	原			価	1,240,683,451
音	楽	権	利	原	価	102,600,000
そ	の	他	原	価	価	55,484,659
製	品	製	造	原	価	5,362,585
合					計	1,343,373,301
期	末	商	品	棚	卸	2,819,071,275
期	末	製	品	棚	卸	-2,700,000
製	品	評	価		損	-118,842,624
		売	上	総	利	29,620,306
		益				2,727,148,957
						744,520,994

【 販売費及び一般管理費 】

販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	合	計
											834,401,151
											89,880,157

【 営業外収益 】

受	取	利	息		10,207	
為	替	差	益		40,916	
雑	収		入		53,426,200	53,477,323

【 営業外費用 】

為	替	差	損		3,752	
営	業	外	費	用		3,752
						3,752

法	人	税	等		186,300	
					-10,638,793	36,406,586
						36,406,586
						10,452,493
						25,954,093

販売費及び一般管理費明細

自 令和 2年 8月 1日
至 令和 3年 6月 30日

株式会社ブシロードミュージック

(単位： 円)

役員報酬	17,372,600
給料手当	66,379,210
賞与	13,033,725
法定福利費	11,632,766
福利厚生費	302,606
採用教育費	29,309
業務委託費	129,750,000
荷造運賃	7,202,284
広告宣伝費	258,995,691
販売促進費	256,206,763
販売手数料	39,498,143
旅費交通費	13,736,559
交際費	186,898
会議費	1,321,326
通信費	246,263
消耗品費	1,989,835
修繕費	80,311
水道光熱費	1,870,001
諸会費	341,500
支払手数料	9,913,526
地代家賃	12,797,734
賃借料	924,708
保険料	164,026
租税公課	1,440,350
支払報酬料	2,105,000
減価償却費	971,995
賞与引当金繰入額	302,751
役員退職慰労引当金繰入額	1,314,001
雑費	-15,708,730
販売費及び一般管理費合計	834,401,151

製造原価明細書

自 令和 2年 8月 1日
至 令和 3年 6月 30日

株式会社ブシロードミュージック

(単位： 円)

【 労 務 費 】

原) 給 料 手 当	58,745,295	
原) 賞 与	10,807,059	
原) 法 定 福 利 費	10,211,904	
原) 賞 与 引 当 金 繰 入 額	948,249	80,712,507

【 製 造 経 費 】

製 作 委 員 会 外 注 費	57,496,516	
製 品 原 価	918,318,201	
製 作 委 員 会 償 却 費	30,205,500	
原) 減 価 償 却 費	245,124,824	
原) 地 代 家 賃	11,515,753	
製 造 経 費 合 計		1,262,660,794
当 期 総 製 造 費 用		1,343,373,301
製 品 製 造 原 価		1,343,373,301

株主資本等変動計算書

自 令和 2年 8月 1日
至 令和 3年 6月 30日

株式会社ブシロードミュージック

(単位： 円)

	株主資本						評価・換算 差額等合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金			
当期首残高	9,000,000	9,000,000	10,000,000	1,649,301	1,282,206,244	1,311,855,545	26,098,590	1,337,954,135
当期変動額								
剰余金の配当					-161,000,000	-161,000,000		-161,000,000
当期純損失					-25,954,093	-25,954,093		-25,954,093
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							18,112,029	18,112,029
当期変動額合計					-186,954,093	-186,954,093	18,112,029	-168,842,064
当期末残高	9,000,000	9,000,000	10,000,000	1,649,301	1,095,252,151	1,124,901,452	44,210,619	1,169,112,071

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

移動平均法による原価法を採用しております。

② 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	39 年
建物付属設備	15～17 年
工具器具備品	5～15 年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。また、原盤権については定率法を採用しております。耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5 年
原盤権	2 年

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他財務諸表の作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 180 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議年月日	決議機関	配当の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
令和2年 10月27日	株主総会	161,000,000円	894,444円	令和2年 7月31日	令和2年 10月28日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

実施なし